

地区別実施計画

資料 3

図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
10	港湾単独	佐木港	—	小佐木港地区	平成30年7月24日	1/1,230 (70.7%縮小)	231	1/1



- 適用類型 対応予定
- 区域凡例
- 小形船舶用泊地の区域(案)
 - モーターボート・ヨット類
 - 遊漁船
 - 漁船
 - 事業用船舶
 - モーターボート・ヨット類の沈船・廃船
 - 遊漁船の沈船・廃船
 - 漁船の沈船・廃船
 - 事業用船舶の沈船・廃船

適用類型	対応予定	区域凡例
	年 月	

地区別実施計画

資料 3

図号番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
10	港湾単独	佐木港	—	佐木港地区(その1)	平成30年8月3日	1/1,310	232	1/2



- 適用類型
- 区域凡例
- 対応予定
- 年月
- 小型船舶用泊地の区域(案):
- ① モーターボート・ヨット類
 - ② 遊漁船
 - ③ 漁船
 - ④ 事業用船舶
 - ⑤ モーターボート・ヨット類の沈船・廃船
 - ⑥ 遊漁船の沈船・廃船
 - ⑦ 漁船の沈船・廃船
 - ⑧ 事業用船舶の沈船・廃船

地区別実施計画

資料 3

図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
10	港湾単独	佐木港	—	佐木港地区(その2)	平成30年8月3日	1/1,310	232	2/2



適用類型	対応予定	区域凡例
	年 月	小型船舶用泊地の区域(案): <input type="text"/>

- ☐ モーターボート・ヨット類
- ⊙ 遊漁船
- ⊙ 漁船
- ⊙ 事業用船舶
- ⊙ モーターボート・ヨット類の沈船・廃船
- ★ 遊漁船の沈船・廃船
- ⊙ 漁船の沈船・廃船
- ⊙ 事業用船舶の沈船・廃船

地区別実施計画

資料 3

図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
11	港湾単独	佐木港	—	須ノ上港地区	平成30年8月3日	1/950 (70.7%縮小)	233	1/1



適用類型	対応予定	区域凡例
	年 月	小型船舶用泊地の区域(案): <input type="text"/>

- Ⓐ モーターボート・ヨット類
- Ⓑ 遊漁船
- Ⓒ 漁船
- Ⓓ 事業用船舶
- Ⓔ モーターボート・ヨット類の沈船・廃船
- Ⓕ 遊漁船の沈船・廃船
- Ⓖ 漁船の沈船・廃船
- Ⓗ 事業用船舶の沈船・廃船

地区別実施計画

資料 3

図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
11	港湾単独	佐木港	—	向田野浦南地区	平成30年8月3日	1/1,060 (70.7%縮小)	234	1/1



鷺浦町向田野浦
(佐木島)

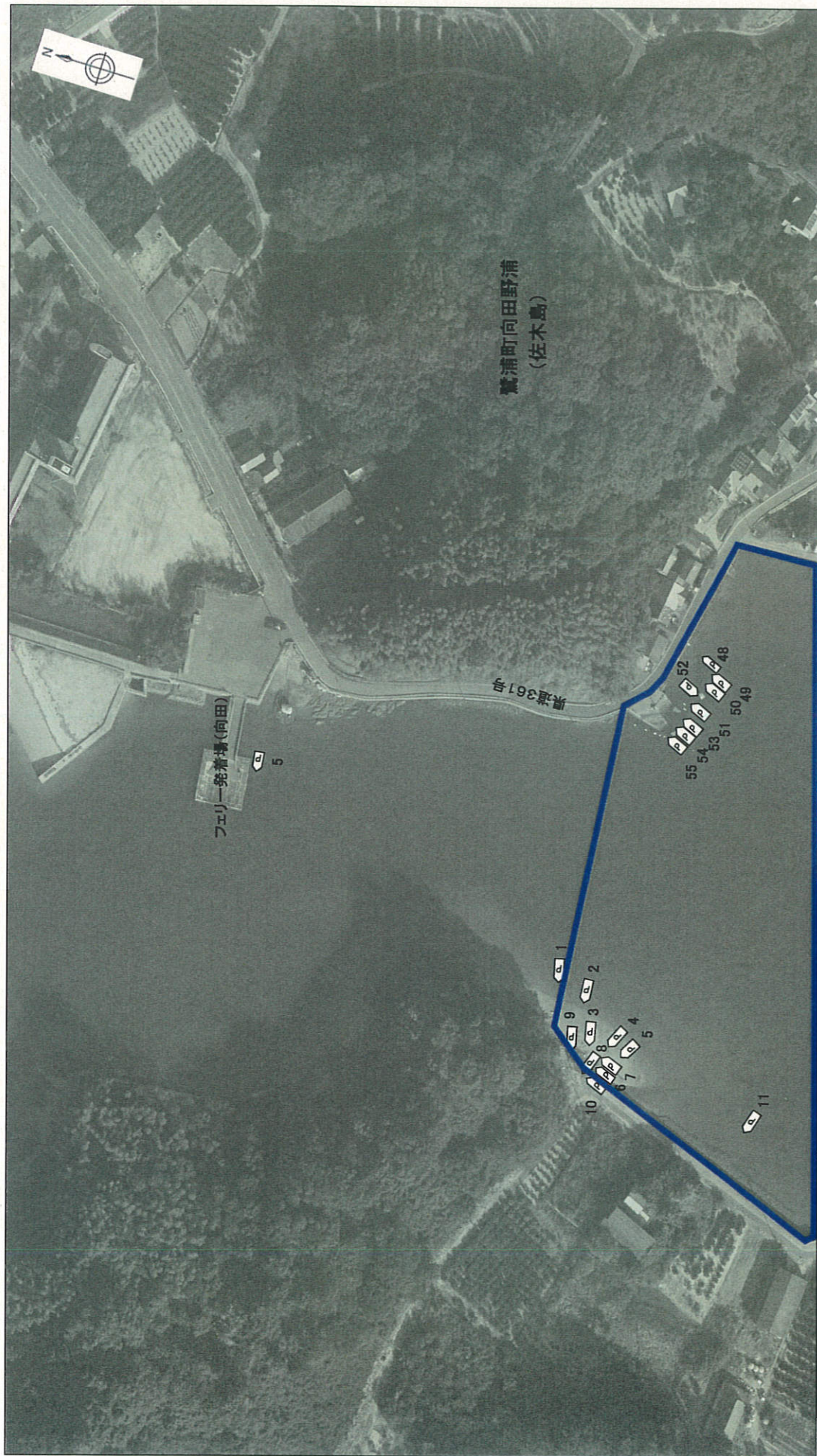
適用類型	対応予定	区域凡例
	年 月	小型船舶用泊地の区域(案) :

- Ⓐ モーターボート・ヨット類
- Ⓑ 遊漁船
- Ⓒ 漁船
- Ⓓ 事業用船舶
- Ⓔ モーターボート・ヨット類の沈船・廃船
- Ⓕ 遊漁船の沈船・廃船
- Ⓖ 漁船の沈船・廃船
- Ⓗ 事業用船舶の沈船・廃船

地区別実施計画

資料 3

図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
11	港湾単独	瀬戸田港	—	向田港地区	平成30年8月3日	1/1,500 (70.7%縮小)	251	1/2



- 区域凡例
- Ⓐ モーターボート・ヨット類
 - Ⓑ 遊漁船
 - Ⓒ 漁船
 - Ⓓ 事業用船舶
 - Ⓔ モーターボート・ヨット類の沈船・廃船
 - Ⓕ 遊漁船の沈船・廃船
 - Ⓖ 漁船の沈船・廃船
 - Ⓗ 事業用船舶の沈船・廃船

適用類型	対応予定	年月
	小型船舶用泊地の区域(案)	

地区別実施計画

図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
11	港湾単独	瀬戸田港	—	向田港地区	平成30年8月3日	1/1,500 (70.7%縮小)	251	2/2



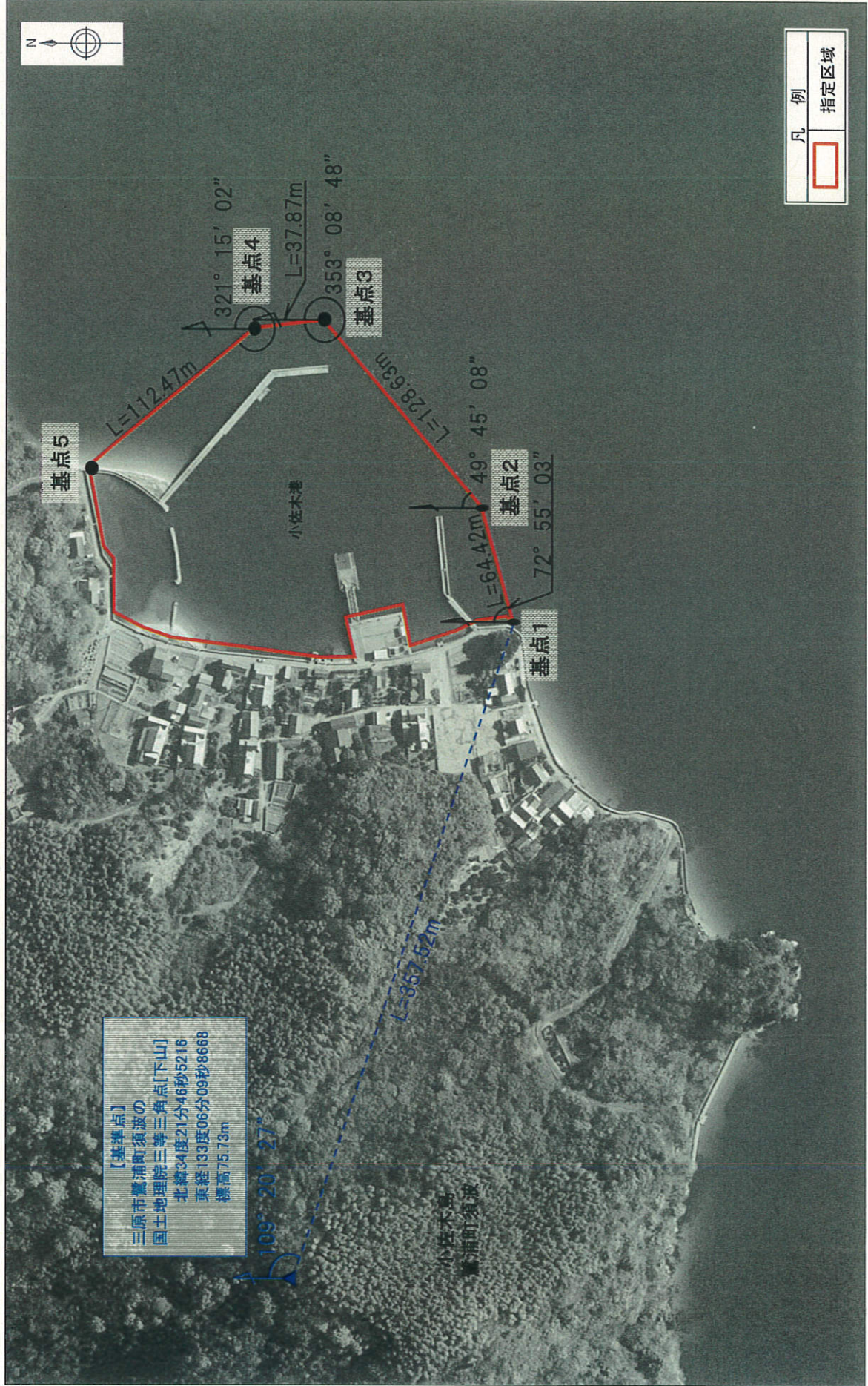
適用類型	対応予定	区域凡例
	年 月	小型船舶用泊地の区域(案) :

- P モーターボート・ヨット類
 - D 遊漁船
 - Q 漁船
 - O 事業用船舶
-
- P モーターボート・ヨット類の沈船・廃船
 - D 遊漁船の沈船・廃船
 - Q 漁船の沈船・廃船
 - O 事業用船舶の沈船・廃船

禁止区域図

資料 4

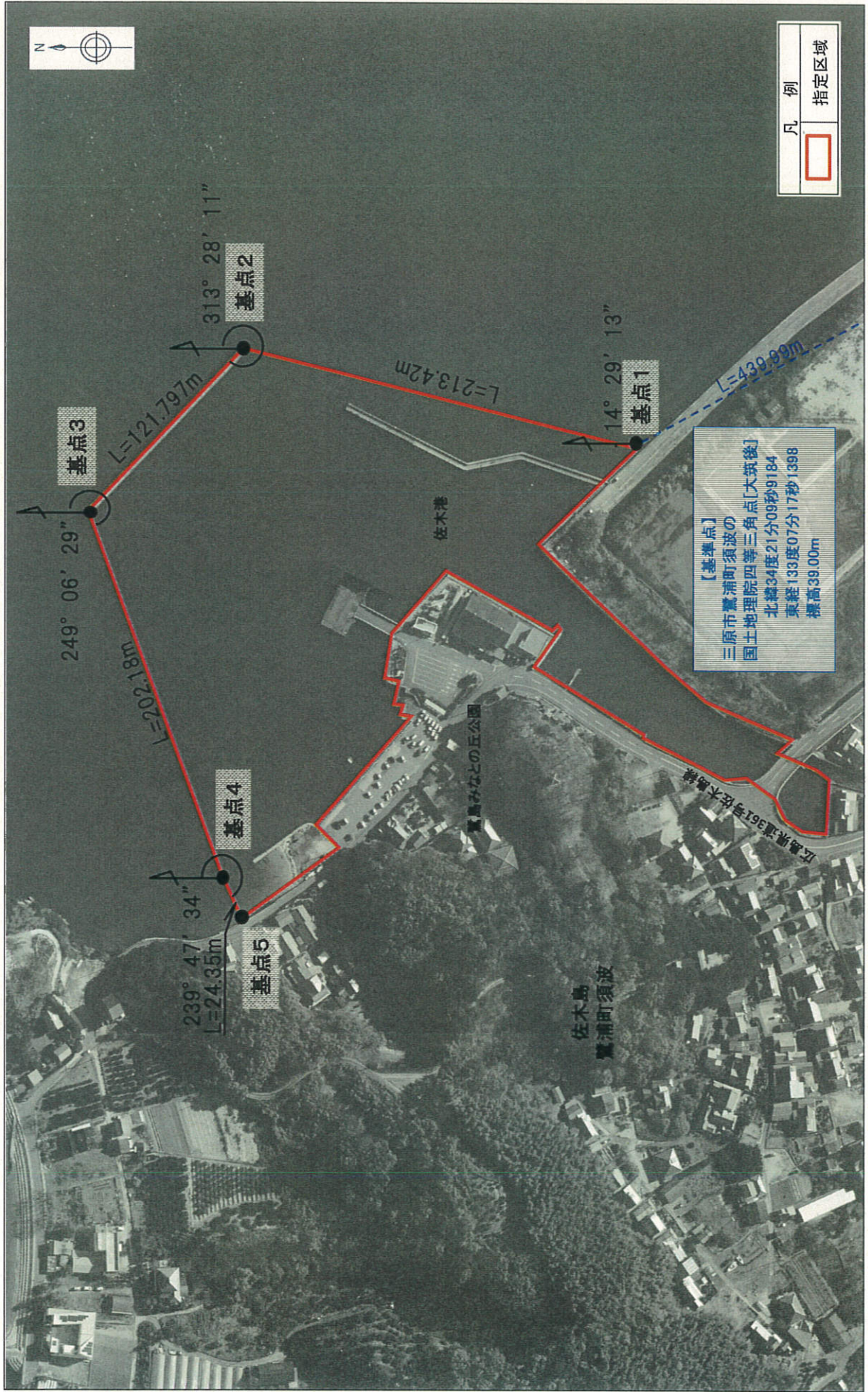
図郭番号	調査区域区分	港湾名	地区名	縮尺	プロット番号	通し番号
10	港湾単独	佐木港	小佐木港地区	1/2,000	231	1/1



禁止区域図

資料 4

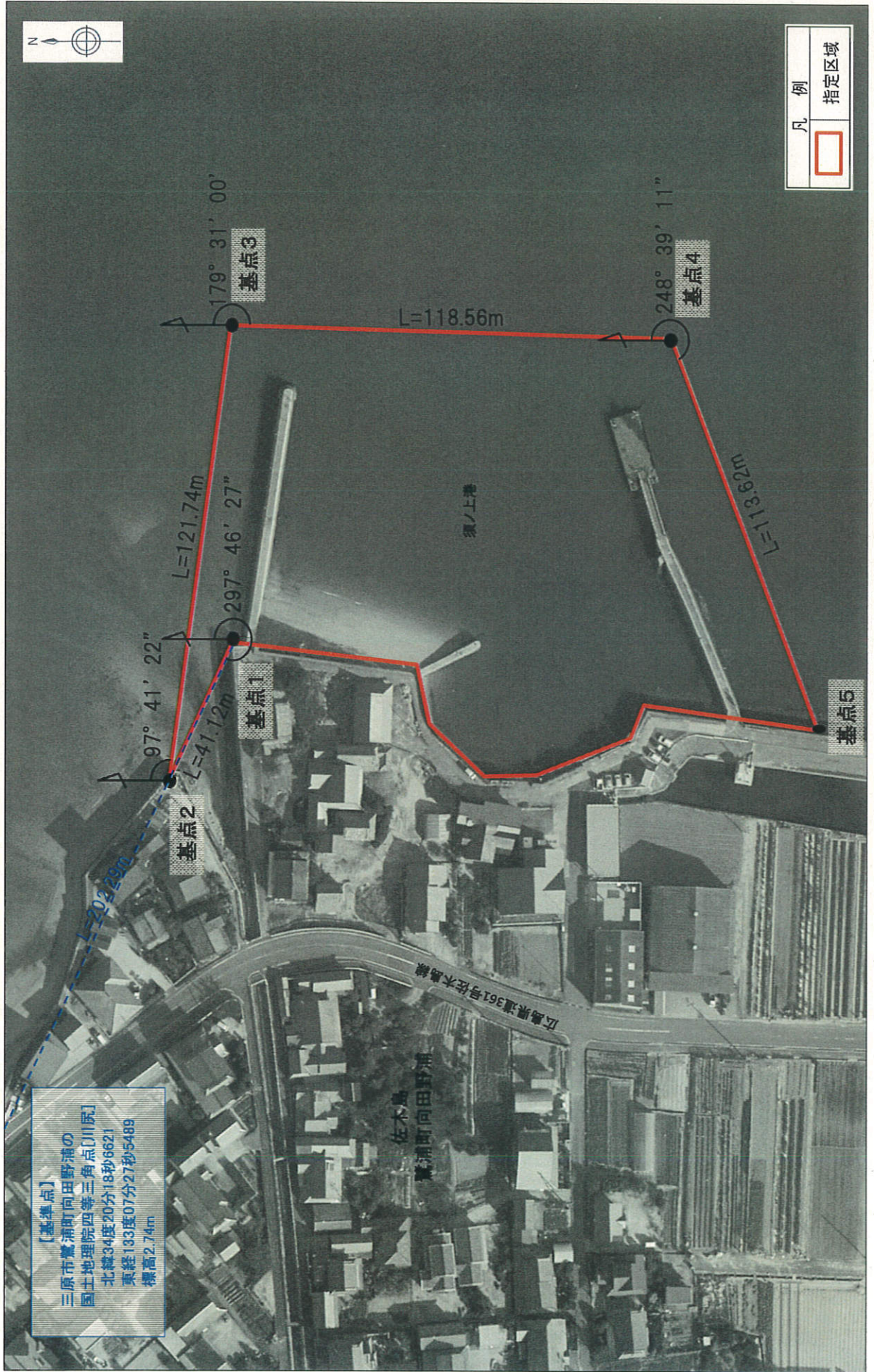
図郭番号	調査区域区分	港湾名	地区名	縮尺	プロット番号	通し番号
10	港湾単独	佐木港	佐木港地区(その1, その2)	1/2,000	232	1/1



禁止区域図

資料 4

図郭番号	調査区域区分	港湾名	地区名	縮尺	プロット番号	通し番号
11	港湾単独	佐木港	須ノ上港地区	1/1,000	233	1/1



禁止区域図

資料 4

図郭番号	調査区域区分	港湾名	地区名	縮尺	プロット番号	通し番号
11	港湾単独	佐木港	向田野浦南地区	1/1,000	234	1/1



禁止区域図

資料 4

図号番号	調査区域区分	港湾名	地区名	縮尺	プロット番号	通し番号
11	港湾単独	瀬戸田港	向田港地区	1/2,500	251	1/1



【基準点】
 三原市鷺浦町向田野浦の
 国土地理院四等三角点〔和霊石〕
 北緯34度19分28秒7738
 東経133度05分44秒9765
 標高28.02m

凡 例
 □ 指定区域

小型船舶用泊地等使用許可(変更)申請書

年 月 日

広島県東部建設事務所長 様

申請者 住所
氏名 印
〔法人にあつては事務所の所在地, 〕
〔名称及び代表者の氏名 〕
連絡先電話番号 — —

次のとおり小型船舶用泊地等を使用したいので、許可してください。

1 使用する小型船舶用泊地等

2 係留等を行う船舶等

(1) 船舶

(船舶番号 広島・船舶の長さ m)

(2) 係留の用に供する工作物 (該当するものに○印)

- ア 係船環
- イ ロープ
- ウ 防舷材
- エ 通船 (長さ . m)
- オ 栈橋 (長さ . m)
- カ 渡橋 (長さ . m)
- キ 梯子
- ク その他 ()

3 使用期間

令和 年 月 日から令和 5年 3月31日まで

- 備考 1 小型船舶用泊地等とは、プレジャーボートの係留を許可することができるものと認めて知事が別に指定した水域及び当該水域へのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の港湾施設及び漁港施設をいう。
- 2 「1 使用する小型船舶用泊地等」については、「地方港湾〇〇港〇〇地区 (〇〇市〇〇町地先) のうち、申請書添付書類中の位置図及び見取り図で示された小型船舶用泊地等の区域」の例により記載するものとする。
- 3 「2 係留等を行う船舶等」の記載事項のうち、「(1) 船舶」については「モーターボート (船舶番号〇〇〇-〇〇〇〇〇〇広島・船舶の長さ〇〇. 〇〇m)」の例により、「(2) 係留の用に供する工作物」については「ア 係船環, イ ロープ, ウ 防舷材, エ 栈橋 (長さ〇〇. 〇〇m), オ 渡橋 (長さ〇〇. 〇〇m), カ はしご」の例により記載するものとする。

○申請期間は
令和2年10月1日(木)～10月30日(金)

○提出部数は 小型船舶用泊地等使用許可(変更)申請書(記載例)
2部(うち1部はコピーで可)

令和2年 ○月 ○日

広島県東部建設事務所長 様

申請者 住所 三原市鷺浦町□□ ○○番地
氏名 三原 太郎 印
(法人にあっては事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
連絡先電話番号 0845-12-3456

※連絡が可能な電話番号

次のとおり小型船舶用泊地等を使用したいので、許可してください。

- 1 使用する小型船舶用泊地等
地方港湾 ○○○港 △△△地区

※ 港湾名、地区名は、資料3
「地区別実施計画」に記載があります。

- 2 係留等を行う船舶等

(1) 船舶

モーターボート(船舶番号 273-12345 広島・船舶の長さ 5.678m)

(2) 係留の用に供する工作物(該当するものに○印)

ア 係船環

イ ロープ

ウ 防舷材

エ 通船(長さ 2.10m)

オ 栈橋(長さ . m)

カ 渡橋(長さ . m)

キ 梯子

ク その他()

3 使用期間

令和 2年 月 日から令和 5年 3月 31日まで

備考 1 小型船舶用泊地等とは、プレジャーボートの係留を許可することができるものと認めて知事が別に指定した水域及び当該水域へのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の港湾施設及び漁港施設をいう。

2 「1 使用する小型船舶用泊地等」については、「地方港湾○○港○○地区(○○市○○町地先)のうち、申請書添付書類中の位置図及び見取り図で示された小型船舶用泊地等の区域」の例により記載するものとする。

3 「2 係留等を行う船舶等」の記載事項のうち、「(1) 船舶」については「モーターボート(船舶番号○○○-○○○○○広島・船舶の長さ○○.○○m)」の例により、「(2) 係留の用に供する工作物」については「ア 係船環、イ ロープ、ウ 防舷材、エ 栈橋(長さ○○.○○m)、オ 渡橋(長さ○○.○○m)、カ はしご」の例により記載するものとする。

必要添付書類一覧表

必要添付書類		摘 要
1	船舶検査証の写し	<ul style="list-style-type: none"> 申請書に記載の船舶の長さは、これによる。
2	位置図（資料8）	<ul style="list-style-type: none"> 位置図に係留位置を記載する。防波堤、護岸等の恒久的地物からの距離も示し、係留位置を特定する。
3	見取り図（資料10）	<ul style="list-style-type: none"> 資料11見取り図（記載例）を参考に、係留状態が分かるように、係留船舶の他、ロープ、係船環、防舷材、棧橋、渡橋、はしご等の係留に使用する工作物について、適当な縮尺で作図する。 船舶、棧橋及び渡橋の長さ及び幅も記載する。
4	写真	<ul style="list-style-type: none"> 小型船舶用泊地等を使用することとなる船舶及び係留の用に供する工作物の全てを写したもの。 ※資料14写真（撮影例）のとおり、係船環の写真も必要
5	誓約書（資料12）	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと、今後も暴力団等に該当することはないこと等について誓約する。
6	構成員内訳書	<ul style="list-style-type: none"> プレジャーボート組合等の代表者が申請する場合に限る。 構成員の氏名及び住所並びに所有船舶を明示する（様式任意）。
7	その他必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> 1～6の添付書類以外に必要と認められるものについて、添付を求める。

※ 添付書類も2部提出してください。